

# 平成19年第4回三笠市議会臨時会

平成19年11月28日

## 議事次第

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名  
8番 猿田重夫氏  
11番 扇谷知巳氏
- 3 会期の決定  
平成19年11月28日 1日間  
平成19年11月28日
- 4 諸般報告  
(1) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 閉会宣告

## 議事日程

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について              |
| 日程第 2 | 会期の決定について                   |
| 日程第 3 | 諸般報告について(一般行政報告)            |
| 日程第 4 | 議案第64号から議案第66号までについて        |
| 日程第 5 | 議案第67号から議案第73号までについて        |
| 日程第 6 | 議案第64号から議案第73号までについて(委報第5号) |

## 出席議員(11名)

- |     |     |           |     |           |
|-----|-----|-----------|-----|-----------|
| 議 長 | 5番  | 高 橋 守 氏   | 2番  | 岩 崎 龍 子 氏 |
|     | 3番  | 佐 藤 孝 治 氏 | 4番  | 齊 藤 且 氏   |
|     | 6番  | 武 田 悌 一 氏 | 7番  | 儀 惣 淳 一 氏 |
|     | 8番  | 猿 田 重 夫 氏 | 9番  | 谷 津 邦 夫 氏 |
|     | 10番 | 藤 浪 成 憲 氏 | 11番 | 扇 谷 知 巳 氏 |
|     | 12番 | 熊 谷 進 氏   |     |           |

## 欠席議員(1名)

- 副議長 1番 丸 山 修 一 氏

説明員

市長	小林和男氏	副市長	西城賢策氏
総務部長	森原裕氏	総務課長	星野直義氏
総務課主幹	清水光一氏	財務課長	礪瀬孝氏
企画経済部長	松本哲宜氏	企画振興課長	須河恵介氏
環境福祉部長	澤上弘一氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏

保健福祉課長	永田徹氏	建設部長	中沢敏男氏
建設管理課長	金子満氏	水道課長	作佐部盛秀氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	黒田憲治氏	病院事務局長	吉田正幸氏
病院管理課長	土岐学氏	消防長	富田照男氏
監査委員	宇野政美氏	監査委員事務局長	中村正法氏

出席事務局職員

議会事務局長	北山一幸氏	総務係長	豊口哲也氏
--------	-------	------	-------

開会 午前10時26分

## 開 会 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、平成19年第4回臨時会を開催します。  
これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋 守氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。  
会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、8番猿田議員及び11番扇谷議員  
を指名します。

### 日程第2 会 期 の 決 定

議長（高橋 守氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日11月28日の1日間としたいと思います。御異議ありません  
か。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。  
会期は、1日間と決定しました。

### 日程第3 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の3 諸般報告に入ります。  
一般行政報告を行います。  
市長から報告を求めます。  
市長、登壇報告を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） それでは、行政報告を申し上げます。  
まず、報告第1号市長の行動報告についてでございますが、去る11月7日、石狩川水  
系幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム）の建設促進に関する要望とい  
うことで、岩見沢市とそれから桂沢水道企業団と一緒にやってまいりました。  
まず最初は、11月7日、石狩川開発建設部に参りまして、山本部長あるいはセキグ  
チ・コン各次長、アオヤマ技術調整官ほかそれぞれの担当課長並びに審議官等にお会い

たしまして、新桂沢ダム・三笠ぼんべつダムの建設についてお話、要請してまいったところでございます。

引き続き、同じく11月7日、北海道開発局に赴きまして、同じく一日も早い完成ということでお願いしてまいったところでございますが、ただ、この日はちょうど御承知のように北海道もいろいろな財政状況に応じて、特に直轄工事でありますこのダム建設について、北海道として5%をカットするという提案がなされた日でございます、局長以下、北海道知事との会談するというので、局長さんはおられませんでしたけれども、もしこの5%がそのまま道として行われるとすれば、4年間という期間でありますので、合わせて20%が削減されるのではないかとということで心配しておりまして、私どもとしても早速それらについて、道についてこの直轄の部分については何とか取りやめるようにということで進めていきたい、このように三者で話し合ったところでございます。

引き続きまして、11月14日、先ほど申し上げたような内容で、国土交通省北海道局長並びに河川局、それから北海道選出の国会議員のほうに参りまして、同じく要請いたしました。特に、国会議員の中川義雄参議院議員さんにお会いして要請したときに、中川先生のほうから、とにかく北海道が直轄事業を5%カットするのはゆゆしきことだということで、北海道選出国会議員与党各党とも、この北海道の方針についてかなり厳しい意見を持っておりまして、何とか撤廃のために努力していきたいというお話をいただいたところでございます。

以上が、報告第1号の市長行動であります。

続きまして、報告第2号人事発令についてでございますが、そこに記載しておりますように、10月15日付で部長職1名が退職、それから同じく10月16日付で人事異動として西城部長職から副市長ということで、議会の同意をいただきまして人事発令したところでございます。あわせて、11月1日には、人事異動としては市長部局については部長職3名、それから課長職4名を行ったところでございます。その他係長職2名、それから教育委員会事務局人事として部長職1名、それから11月16日付で課長職1名が死亡退職ということになったわけであります。

続きまして、報告第3号平成19年度の三笠市功労賞並びに貢献賞の授与につきまして、11月3日土曜日午前10時から市民会館で、そこに書かれている功労賞、市政功労については3名の方、教育文化功労については1名の方、また貢献賞については2名の方にそれぞれ賞を授与したところでございます。

引き続きまして、報告第4号市の工事でございますが、市の工事はそこに記載してありますように、まず3点でございます。

その3点の最初の榊町団地公営住宅解体工事1工区でございますけれども、上の見晴らし台のほうから、あそこは6棟28戸ございますが、そこを第1工区、あわせてその下、7棟30戸、ここについてはそれぞれ1工区と2工区に分けてまして解体工事を進めているところでございます。契約金、工期、工事請負人、指名競争入札等については、そこに記

載のとおりでございます。

続いて、道道岩見沢三笠線改築工事、ここは御承知のように旧弥生中学校から藤枝町に入るところの橋でありますけれども、その道の工事に伴いまして、配水管のいわゆる橋梁に沿って行う工事でございます、それもそこに記載しているとおりの内容でございます。

以上が、市の工事であります。

続いて、北海道工事については、そこに記載してありますように、全部で6件でございます。

一つは、三笠市63林班施業道維持工事、これは幾春別の栗丘町、ちょうどあそこ桜木町から坂を上って上がったところに、ちょうどあそこに邦梅園の梅工場があるのですけれども、その道路を挟んで向かい側の山に林道がございます、ここが非常に荒れているということで、そこに約3,100メートルにわたって道路整備をするものでございます。工期、工事請負人については、そこに記載のとおりであります。

続いて、抜羽の沢川の三笠市改修工事ではありますが、御承知のように、この抜羽の沢のちょうどあそこ、抜羽の沢の入り口にマツモトさんといううちがあるのですけれども、あそこのところからちょうど道道岩見沢三笠線というのですか、幾春別桂沢線ですね、道道にぶつかるまでの川に、立ち木がたくさん川の中に生えているということで、これの伐採についてはいろいろ賛否両論がございます、あれがあるおかげで虫がいるのだとかいないのだとかということ、それからまた、あれがあることによって、いざ大水が出たときに、物がひっかかって水害になったら困るではないかというようなこと等も意見がございます、しかし安全面を第一に考えるということで、あそこをすべて川の中に生えている立ち木を伐採することにいたしましたところでございます。工期とそれから工事請負人については、そこに書かれているとおりでございます。

続いて3番目、岩見沢三笠線の工事、これがちょうどダムの提体があります展望台付近の副道から、ダムの展望台からホテル寄りまで含めておおよそ305メートルを、いわゆる傷んでいる舗装等について修理するというところでございます。

次、4番目は、岩見沢三笠線改築(上部工)工事ではありますが、これは先ほど市のほうの工事の中の三つ目に申しあげましたように、弥生の藤枝町の橋がいよいよ工事が始まります。現在のところ、11月15日から3月28日まで、全長60.8メートルの橋ができるわけではありますが、その工事でございます。これは完成が3月28日という予定になっているところであります。

それから続きまして、岩見沢三笠線の歩道の整備ではありますが、これは御承知のように清住町のちょうど事業団のほうに上っていく道路のところから、オノデラさんの住宅のこっち側にタナカさんという住宅があるのですが、そこまでの歩道改修工事を行うということでございます。

次、最後の幾春別地すべり対策工事ではありますが、旧幾春別小学校の裏山についてで

ざいますが、そこに依然として山のずっている状況があるというようなこと等から、ボーリング調査を行うということでございます。

以上、北海道工事は6件でございます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第2号、総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、報告第3号、総務部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、報告第4号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第5号、建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

#### 日程第4 議案第64号から議案第66号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の4 議案第64号から議案第66号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第64号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号三笠市教育委員会教育長給料等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案説明申し上げます。

本年の公務員給与の改定については、国家公務員にあっては、人事院勧告に基づく一部指定職を除き実施することとなり、また北海道職員にあっては、北海道人事委員会が給与の実態から翌年4月1日以降の改正について勧告したところであります。

本市においては、市職員の給与実態を踏まえ、あわせてこれまでの行革に対する職員の協力等を総合的に検討した結果、国家公務員に準じて改定を行うこととし、必要な改正を

行うものであります。

改正内容は、給料表について、初任給を中心に若年層に限定した引き上げにするものであります。

次に、扶養手当については、子等にかかわる支給月額を現行6,000円を6,500円に引き上げるものであります。

次に、期末・勤勉手当については、年間支給率を100分の5引き上げ、平成19年度は12月期の支給率を改正し、平成20年度からは6月期と12月期に再配分するものであります。

これにより、市長、副市長及び教育長については、平成19年度12月期末手当を100分の237.5に改正し、平成20年度からは、6月期を100分の210、12月期を100分の235に改めるものであります。

なお、市議会議員については、市長に準ずることとなっていることから、同様の改正となるものであります。

職員については、平成19年度12月勤勉手当を100分の77.5に改正し、平成20年度からは6月期、12月期ともに100分の75に改めるものであります。

改正の実施時期は、平成19年12月1日ではありますが、給料表と扶養手当につきましては、平成19年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第64号から議案第66号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第64号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第65号三笠市教育委員会教育長給料等条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第66号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第64号から議案第66号までについて質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第66号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 6 4 号から議案第 6 6 号までについては、11 人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、配付した一覧表のとおり、11 名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました 11 人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

#### 日程第 5 議案第 6 7 号から議案第 7 3 号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の 5 議案第 6 7 号から議案第 7 3 号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明を願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 6 7 号平成 19 年度三笠市一般会計補正予算（第 4 回）から、議案第 7 3 号平成 19 年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第 2 回）まで、一括して提案説明申し上げます。

今回の補正は、議案第 6 4 号から第 6 6 号までで提案申し上げました給与改定に伴い、所要の措置を行うものであります。

最初に、議案第 6 7 号平成 19 年度三笠市一般会計補正予算（第 4 回）についてであります。歳出の増額となる 628 万 8,000 円を、歳入の前年度繰越金の一部を計上し、財源措置をするものであります。

次に、議案第 6 8 号平成 19 年度三笠市老人保健特別会計補正予算（第 2 回）についてであります。歳出の増額となる 1 万 9,000 円を、歳入の国庫支出金 9,000 円を計上し、不足額については一般会計繰入金増額により財源措置するものであります。

次に、議案第 6 9 号平成 19 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）についてであります。歳出の増額となる 5 万 4,000 円を、歳入の道支出金で 1 万 1,000 円、一般会計繰入金増額で 7,000 円を計上し、不足額については国民健康保険基金の取り崩しにより財源措置するものであります。

次に、議案第 7 0 号平成 19 年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）についてであります。歳出の増額となる 24 万 9,000 円を、歳入の一般会計繰入金増額により財源措置するものであります。



次に、議案第71号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてであります。歳出の増額となる13万6,000円を、歳入の下水道促進化基金の取り崩しにより財源措置するものであります。

次に、議案第72号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）についてであります。収益的支出が22万円の増額となり、これにより収支支出差額の損益額は96万7,000円の利益になる予定であります。

最後に、議案第73号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）についてであります。収益的支出が519万5,000円の増額となり、これにより収入支出差額の損益額は3,584万4,000円の損失になる予定であります。

以上、議案第67号から議案第73号まで一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第67号平成19年度三笠市一般会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第68号平成19年度三笠市老人保健特別会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第69号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第70号平成19年度三笠市介護保険特別会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第71号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第72号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、最後に議案第73号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第67号から議案第73号までについての質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第73号までについては、さきに

設置した 11 人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたいと思  
います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 67 号から議案第 73 号までについては、11 人の委員をもって構成する特別委  
員会に付託し、審査することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 39 分

議長(高橋 守氏) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 議案第 64 号から議案第 73 号までについて(委報  
第 5 号)

議長(高橋 守氏) 日程の 6 委報第 5 号議案第 64 号から議案第 73 号までについ  
てを一括議題とします。

本件は、先ほどの本会議で特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が  
提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

条例等審査特別委員会藤浪委員長、登壇報告願います。

(条例等審査特別委員会委員長藤浪成憲氏 登壇)

条例等審査特別委員会委員長(藤浪成憲氏) 条例等審査特別委員会委員長報告書。

さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につつまし  
て報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第 64 号から議案第 66 号までの条例改正 3  
件、議案第 67 号から議案第 73 号までの補正予算 7 件の計 10 件であり、以下報告申し  
上げますが、審査の子細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が  
委員となり審査を行っておりますので省略をさせていただき、審査の結果についてのみを  
報告させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

なお、配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承  
賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

議案第 64 号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6  
5 号三笠市教育委員会教育長給料等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6  
6 号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 67 号平成 19 年  
度三笠市一般会計補正予算について、議案第 68 号平成 19 年度三笠市老人保健特別会計

補正予算について、議案第69号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について、議案第70号平成19年度三笠市介護保険特別会計補正予算について、議案第71号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第72号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算について、議案第73号平成19年度市立三笠総合病院事業会計補正予算についてであります。特段の討論もなく、原案可決するものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査の結果についての報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

この議案第64号から73号につきましては、人事院勧告に対する提案でございます。一括で質疑を受けたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ただし、質疑については、議案第何号についてという形でしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第64号から議案第73号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第64号から議案第73号までについて質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第64号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第64号については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号については原案可決されました。

（「以下、一括で」の声あり）

議長（高橋 守氏） 今、65号から73号までについて討論等々、採決について一括でという提案がございましたが、このように進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） そのように決めます。

議案第65号以下73号までについて討論、採決を一括でさせていただきます。

委員長報告のとおり、原案すべて可決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） そうしたら、なしということを確認させていただきたいと思  
います。

原案をすべて可決させていただきます。

以上で、今臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

#### 閉 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成19年第4回臨時会を閉会します。  
御苦労さまでございます。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員